

AL-0100000 代表取締役評価委員会規程

第一章 総則

第1条（代表取締役評価委員会の設置）

在任する代表取締役の業務執行を適切に評価し、代表取締役として十分に機能していないと認められる場合にこれを解任するための客観性、公正性、透明性ある手続きを確保し、これをもって会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、当社に「代表取締役評価委員会」（以下「本委員会という」）を設置する。

第2条（目的）

この規程は、本委員会に関する基本的事項を定める。

第3条（本委員会の役割と責務）

本委員会の役割、責務は、以下のとおりとする。

- （1） 代表取締役の業務執行について、客観性、公正性、透明性を保ちつつこれを適切に評価するとともに、その評価結果を取締役会および指名・報酬諮問委員会に対して報告し、また、必要に応じて代表取締役の解任等を勧告する
- （2） 取締役会からの提案に基づき、コアマネジメント施策の新設・変更・廃止等を検討し、その検討結果を取締役会に対して答申する

第4条（構成）

1. 本委員会は、取締役会の決議によって選任された社外取締役および社外監査役（以下「委員」という。）で構成する。なお、取締役会は、特段の事情がない限り在任するすべての社外取締役および社外監査役を委員に選任することとし、委員に選任しない社外取締役および社外監査役があるときは、その理由を公表（公表とは当社 Web サイトを含む 1 以上のメディアを用いた社外への発信をいう。以下同様とする。）しなければならない。
2. 本委員会の委員は、社外取締役または社外監査役の身分を維持したまま委員のみを辞任することはできないものとする。
3. 本委員会には委員長を置く。委員長は、原則として選任された委員から本人を除く委員の全員一致により選出する。ただし、全員一致で選出できないときまたは委員長に事故があるときは、委員の互選により選出する。
4. 委員長は、議事の運営上必要と認めたときは、委員以外の者を本委員会に出席させ、発言させまた、関係部署に対して資料の提出を求めることができる。

第5条（開催）

1. 本委員会は、毎年事業年度の終了した日以降最初に到来する 12 月に開催される取締役会において前事業年度までの代表取締役の評価結果を報告できるよう開催するほか、委員長が必要であると認めたときに随時開催することができる。
2. 委員長は、委員の過半数から開催要求があるときは、本委員会を開催しなければならない。

第6条（議題）

本委員会は、あらかじめ本委員会の議題を各委員に通知する。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

第7条（議長）

本委員会の議長は、委員長とする。

第8条（決議の方法）

本委員会の決議および意志決定は、本規程に特段の定めがない限り委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって決する。

第9条（議事録）

1. 本委員会の議事の経過および要領は、これを議事録に記載し、出席した委員がこれに記名押印する。
2. 議事録は、本委員会開催の日から10年間、本委員会が保管する。

第二章 代表取締役の業務執行の評価

第10条（評価項目・方法）

1. 本委員会の委員は、代表取締役の業務執行について、事業年度ごとに当社の「コアマネジメント施策の遂行状況」および会社の「業績等の状況」を評価項目として採点する。なお、代表取締役が複数あるときはそれぞれに採点する。具体的な評価基準、方法等は別途定める「代表取締役評価チェックリスト」によるものとする。
2. 前項に定める当社のコアマネジメント施策は以下のとおりとする。
 - （1） 企業文化に関する施策
 - （2） 進化改善に関する施策
 - （3） 従業員の働きがい向上に関する施策
3. 本条第1項の「業績等の状況」についての評価細目は以下のとおりとする。
 - （1） 業界他社に対する主要経営指標等の優位性
 - （2） 研究開発投資、設備投資、新技術、新機種の開発状況
 - （3） 会社の存続を揺るがすような投資の状況
 - （4） 不採算（見込み）事業への対応
 - （5） コーポレートガバナンスの取組み状況
 - （6） B C Mを含むリスク対応・管理状況
 - （7） ネガティブ事象の発生状況と対応
4. 本条における評価に当たっては中長期的な取組み状況を考慮するものとする。本条第2項および第3項（2）については「実績の5年間の推移」を、また、前項（1）については「直近4年間の累計実績の5年間の推移」および「終了した直近の事業年度の単年度実績」を主な評価項目とする。なお、評価対象期間において代表取締役の異動があった場合には、現任する代表取締役の在任期間を評価対象とする。

第11条（評価の決議）

本委員会は、前条に基づき各委員が採点した内容をもとに代表取締役の評価を下記6段階の項目のいずれに該当するかを協議し、議決権を有する委員の投票により本委員会の最終的な評価を決議する。

評価6： コアマネジメント施策の開発・改善者であり、かつ業績等は業界水準以上で優れている。解任の検討は必要がない。

評価5： コアマネジメント施策の維持推進者であり、かつ業績等は業界水準以上で良好である。解任の検討は必要がない。

- 評価4： コアマネジメント施策の維持推進者であり、かつ業績等は業界水準に達していないが、必要なアクションが取られており、改善に期待が持てる。解任の検討は必要がない。ただし、本評価は4期以上連続でつけることができない。
- 評価3： コアマネジメント施策の邪魔をしていない。または、業績等は業界水準並み。任期を通じて同評価であれば任期満了で不再任とする。
- 評価2： コアマネジメント施策に対し弊害になっている。または、業績等は業界水準を下回る。後任を積極的に探し、見つければ即解任とする。
- 評価1： 代表取締役評価委員会の意見を得ずにコアマネジメント施策を廃止しようとしている、もしくは廃止した。または、業績等は壊滅的。ショートリリーフでも良いから即交代とする。

第12条（決議方法）

1. 前条に定める決議は、議決権を有する委員の過半数の出席により成立し、出席した委員の多数決により決する。なお、最多の評価が同数となった場合には、同数となった評価のうち最も低い評価を本委員会の決議とする。
2. 各委員は、前条に定める決議において1人につき1議決権を有するものとする。ただし、本委員会発足時の委員を除き、本委員会の委員となってから6ヵ月に満たない委員は、議決権を有しないものとする。

第13条（結果の通知、報告、勧告および公表）

1. 委員長は、遅滞なく第11条で決議した評価の結果およびその理由を当該代表取締役に通知のうえ指名・報酬諮問委員会および取締役会に報告するとともに、これらを公表するものとする。
2. 本委員会の評価が第11条における評価1から評価3のいずれかに該当し、本委員会が代表取締役の再任不可、解任または交代（以下「解任等」という。）を決議したときは、委員長は、これを指名・報酬諮問委員会および取締役会に勧告する。

第14条（解任等の勧告後の措置）

1. 本委員会が前条第2項の決議を行い、委員長が取締役会または指名・報酬諮問委員会に対して解任等を勧告したにもかかわらず、取締役会または指名・報酬諮問委員会がその勧告に従わない場合は、本委員会および取締役会（当該代表取締役を除く。以下本条において同様とする）は、少なくとも3回以上会議を開催し、本委員会の勧告の取扱いについて協議をしなければならない。
2. 前項に定める協議によっても勧告の取扱いについて合意に達しない場合には、委員長は、前項の会議に出席した委員も含め、全委員に対してその旨を通知する。
3. 各委員は、本委員会と取締役会との協議の経緯、内容等を踏まえたうえでもなお本委員会として解任等の勧告を維持すべきと判断したときは、前項の通知を受領してから2週間以内に社外取締役または社外監査役の職を辞任するか否かを判断し、その結果とその理由を委員長に通知しなければならない。
4. 前項において辞任を通知した委員は、速やかに社外取締役または社外監査役を辞任する旨およびその理由を公表するものとし、特段の事情変更がない限り、通知を発信してから3か月後に当社の社外取締役または社外監査役を辞任する。

第15条（評価項目の変更）

本委員会が第10条および第11条に定める評価項目について変更する必要があると認めるときは、本委員会は、これを取締役会に提案することとし、取締役会の決議によりこれを変更する。

第三章 コアマネジメント施策の新設・変更・廃止等の答申

第16条（評価、検討）

本委員会は、取締役会からの提案に基づき、第10条2項に定めるコアマネジメント施策の新設、変更、廃止について検討、審議のうえ決議し、その結果を取締役会に対して答申する。

第17条（答申内容の決議方法）

1. 本委員会は、取締役会からの提案内容について答申案を作成し、議決権を有する委員の投票により答申案を決議する。本条における決議は、議決権を有する委員の過半数の出席により成立するものとし、決議要件は、コアマネジメント施策の新設、変更、廃止の区分に従い以下のとおり決するものとする。
 - （1） 新設、変更：反対の委員が1名以下の場合には、答申案を本委員会の決議とする
 - （2） 廃止：全員賛成の場合に答申案を本委員会の決議とする
2. 各委員は、前条に定める決議において1人につき1議決権を有するものとする。ただし、本委員会発足時の委員を除き、本委員会の委員となってから2年に満たない委員は、議決権を有しないものとする。

第四章 雑 則

第18条（本規程の改廃）

本規程の改廃は、取締役会の決議による。

以 上

2018年6月27日制定

2019年11月19日改正

2021年9月17日改正